

# 全市内を巡回する「ごんご」バスを

## 政研クラブ

秋山 幸 則

質問↓五市町村での合併の枠組が確定したが新市の重点施策、将来像は。

答弁↓新市の将来像は「キラめく未来、人と自然が活きるまち」とし、合併後の一体化、連携、融和が図れる施策を中心に今後、地域の課題、要望を聞き、具現化を図っていききたい。

質問↓新市の一体化を高めるため、キラりと夢のある施策として、市がバス等車両を購入し、運行は中鉄バスに委託し、全集落をごんごバスが巡回するこ

とにより、通学、福祉、医療への対応、周辺部と市街地の人的交流、経済流通が図られ、サービスの向上と活性化につながると思うが。

答弁↓アンケートでも経済の活性化、バス・鉄道などの交通施策の充実に求める要望が多く、駅前のバスセンター整備を含め実現に向け努力する。



# ごみ処分場建設予定地の安全化を

## 日本共産党津山市議員

末永 弘 之

質問↓ごみの最終処分場建設予定地を綾部へと言われているが、民間産業廃棄物処理施設があり、どのようなごみが埋め立てられているか不安がある。また、戦後鉾山の試掘も行われており、環境に関する法律が変更となり、「汚染されているおそれがある場合」というのが、事前調査対象となっており、綾部の場合、環境保全上の調査が必要ではないのか。

答弁↓民間産業施設の場合は、今、話し合いを行っている段階なので、調査は

その後になる。質問↓アルネの総事業費について、市長は三百二十二億円に変更を認めながら、実際の工事は二百七十億円であると言われる意味がわからない。

答弁↓県の改善命令により、事業外の補償費などを整理したものです。



# 議会の調査権についての講演会

講師 津山市議会研究会代表 野村 稔 (前 全国都道府県議長会議事調査部長)



## 二、調査権の性格と行使の主体

疑問を解明する。疑問のあるところを調査する。調査のための調査ではない。

◎議会の調査権には、強制力はない、百条でない特別委員会、ウソをつかれても「告発」ができない。したがって、議会の調査権は「百条をつけた委員会」のことをいう。

◎特別委員会として調査するのは、疑問を解明し、疑問のある所を調査すべきであり市民に対して「事の真相を明らかにする」というのが本来の目的であるべきです。全国みんな具体的な事例が違っており、地方自治法第百条調査権と第九十八条の「書類の検査権」を付与すべきである。

## 三、調査の対象

◎議会の調査権が及ぶ範囲は、行政措置の及んでいるところ、予算のおかれている範囲でしか調査できない。第三セクターが民間団体でも、行政や予算のかかわりが「かすめている」程度でも調査する。

◎百条特別委員会をつくるのであれば、再開発(アルネ)について、という一般論ではなく、「再開発事業に関する予算執行について」などと調査の項目を具体的に示して百条委員会をつくる必要がある。などについて、岡山市の「チボリ問題調査特別委員会」など全国のいくつかの具体的な例をあげての説明がありました。

◎有権者が威迫してあるいは議員を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。